

請求手続きはお早めに

年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されます。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは日本年金機構（年金事務所）が実施します。

対 ■ 高齢基礎年金を受給している方

次の要件をすべて満たしていることが必要です

- ① 65歳以上である
- ② 世帯員全員の市町村民税が非課税である
- ③ 年金収入額とその他の所得額の合計が約90万円以下である

■ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

前年の所得額が約479万円以下であることが要件になります。

請求手続き

○ 新たに年金生活者支援給付金を受け取れる方

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構から9月初旬以降、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のハガキ（年金生活者支援給付金請求書）に必要事項を記入のうえ提出してください。令和8年1月5日までに請求手続きが完了すると令和7年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

○ 年金を受給し始める方

年金の請求手続きと併せて年金事務所で請求手続きをしてください。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。



問 給付金ナビダイヤル ☎ 0570-05-4092

意見を募集します

HP 14978

女満別空港の 特定利用空港の選定

国が特定利用空港とするため、空港を管理している北海道と協議を進めています。ご意見などがありましたら、9月30日（火）までにお知らせください。

■ 特定利用空港とは

自衛隊や海上保安庁が平素から空港を利用できるよう空港管理者との間で円滑な利用に関する枠組みをあらかじめ設けておくものです。指定により平素から空港を利用した訓練を実施しますが、民間の利用を妨げることはありません。

■ 特定利用空港に指定されると

平素からの訓練により空港の特性を習熟することで、自然災害発生の際に効率的な救助活動等を行うことができるほか、空港施設の老朽化に伴う整備が図られます。



詳しくは道のHPをご覧ください。

問 危機対策課 危機対策G ☎ 77-6528

第23回 町民防火パークゴルフ大会

日 10月11日（土）小雨決行

8時受付 8時30分開会式

競技終了後閉会式

場所 網走川河畔公園パークゴルフ場

（つつじ・いちいコース）

参加費 無料（パークゴルフ場使用料の200円は別途負担）

対 町民 申込 9月27日（土）

競技方法

36ホール・ストロークプレー

申込方法

消防本部とパークゴルフ場の休憩所に申込用紙がありますので必要事項を記入し、消防本部G予防・調査担当へお申し込みください。

表彰

優勝・準優勝・上位賞等、男女別に表彰

その他

会場で火災予防に関する説明と展示があります。

問 消防本部G 予防・調査担当 ☎ 73-1308

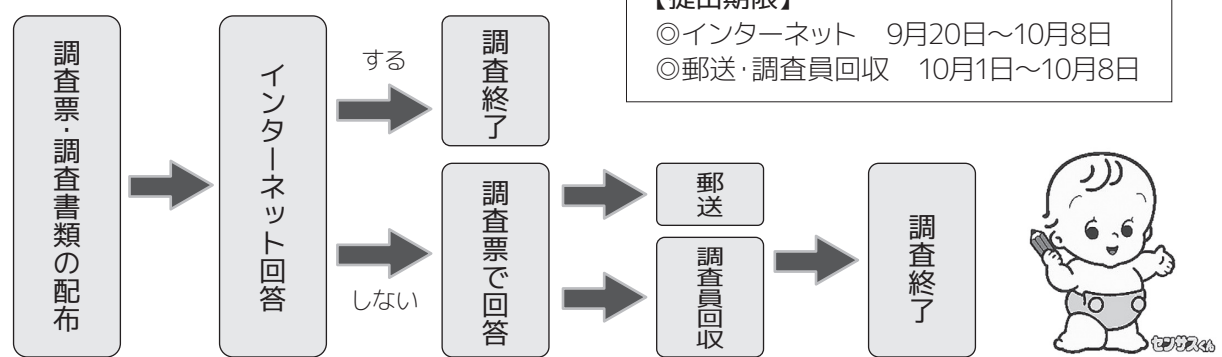
10月1日に実施します

HP 12650

国勢調査2025

9月中旬より、顔写真付きの調査員証を携帯した調査員が皆様のご自宅へ訪問しますので、調査へのご理解とご協力をお願いします。

一 調査の流れ 一



【提出期限】

- ◎ インターネット 9月20日～10月8日
- ◎ 郵送・調査員回収 10月1日～10月8日



世帯員に関する事項

- 氏名 ● 男女の別 ● 国籍 ● 所属の事業所の名称及び事業の種類
- 出生の年月 ● 現在の住居における居住期間 ● 仕事の種類
- 世帯主との続き柄 ● 5年前の住居の所在地 ● 従業上の地位
- 配偶の関係 ● 就業状態 ● 従業地又は通学地

世帯に関する事項

- 世帯の種類
- 世帯員の数
- 住居の種類
- 住宅の建て方

《総務省統計局・北海道・国勢調査美幌町実施本部》 問 政策推進課 政策統計G ☎ 77-6529

対象は昭和25年9月30日以前に生まれた方です

HP 15206

ご長寿お祝い事業

■ 記念式典

長い間社会の発展に貢献されてきた高齢者の方々に対し、これからも健康で幸せに過ごしていただけるよう、町民みんなで感謝の意を表し長寿をお祝いするために式典を開催します。（対象者の方を含めどなたでも出席できます）

日 9月13日（土）10:00～11:00（9:30受付開始）
10:20頃からアトラクションを予定しています。

【1】和太鼓演奏 美幌峠太鼓保存会

【2】民謡 美幌民謡声友会

場所 町民会館びほーる



■ 特別記念品・菓子引換券を郵送します

特別記念品該当者

- ▽ 77歳（昭和22年10月1日～昭和23年9月30日生）
- ▽ 88歳（昭和11年10月1日～昭和12年9月30日生）
- ▽ 99歳（大正15年4月1日～昭和2年3月31日生）
- ▽ 100歳（大正14年4月1日～大正15年3月31日生）
- ▽ 101歳以上（大正14年3月31日以前生）

■ 菓子引換券使用可能店

菓子司ひらの、ベーカリーほそかわ、御菓子処花月、山本菓子舗、八十島せんべい店（順不同）

■ 使用可能期限

11月30日（日）まで
※ 菓子引換券は再発行できませんので紛失等にご注意ください。



問 保健福祉課 高齢介護G ☎ 77-6542・77-6543